## 平成 25 年度第 1 回愛知県小児救急電話相談事業運営協議会議事概要

【日 時】 平成25年7月23日(火) 午後2時から午後3時30分まで

【場 所】 愛知県自治センター4階 大会議室

【出席委員】 10名(◎:会長)

◎稲坂委員、北條委員、岩佐委員、水野委員、都築委員、 小山委員、山川委員、兵藤委員、清水委員、山崎委員

【欠席委員】 2名

津村委員、岡田委員

【オブザーバー】 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 小川課長 同 岡本係長

【事 務 局】 4名

【内 容】

1 あいさつ (西岡主幹)

# 2 議題(1)「平成24年度の愛知県小児救急電話相談事業の実績について」 〇事務局説明

資料1-1「愛知県小児救急電話相談事業相談件数(実績)」

資料1-2「平成24年度対応件数等実績」

資料1-3「平成25年3月の愛知県小児救急電話相談報告書」

資料1-4「平成24年度時間外電話相談「育児もしもしキャッチ」

資料1-5「子どもあんしん電話相談」

### ○委員の意見

- ・あいち小児保健医療総合センターの「育児もしもしキャッチ」の相談内容の 集計方法は、育児相談のなかに病気等の相談が含まれているが、これは、小児 救急電話相談事業が始まる前は急病の際の相談先がなく、育児相談の範疇で対 応してきた経緯があるからである。
- ・病院の救急センターに、小児科を受診している患児の保護者から電話で相談があった場合、対応が困難であるため小児救急電話相談や「育児もしもしキャッチ」を案内しており、現場としてはたいへん助かっている。ある意味、仕事の住み分けができているといえる。

# 3 議題(2)「平成25年4月から平成25年6月の愛知県小児救急電話相談 事業の相談対応について」

#### 〇事務局説明

- 資料2-1「平成25年度対応件数等実績(4月~5月)」
- 資料2-2「平成25年4月の愛知県小児救急電話相談報告書」
- 資料2-3「平成25年5月の愛知県小児救急電話相談報告書」
- 資料2-4「平成25年6月の愛知県小児救急電話相談報告書」
- 資料2-5「相談電話転送器ログ集計(平成25年6月分)」
- 資料3「全国の小児救急電話相談事業実施状況」

## ○委員の意見

- ・県から相談業務委託先に転送した電話に対して、相談対応ができている率が 90数パーセントとの結果となっているが、その比率が極端に低いと問題であ るが、それほど低い数字ではないという印象である。
- ・相談件数は事業の周知率に比例し、こういった事業があることを皆が良く知っていると利用すると思う。相談件数を増やそうと思うと、いかに事業を周知させるかになる。

ただ、相談件数を増やすことが電話相談の目的ではなく、相談件数を増やす 必要があるかは県民が決めることである。

- ・保護者は「子どもの病気ワンポイントアドバイス」などで、どういう場合に 病院にかかるべきか分かってはいても、やはり心配だから相談をする。保護者 の安心感を高めるという点で、電話相談事業は意味があると思う。
- ・電話相談だけで完結するものではなくて、本来は昼間の医療で完結するべき ものが、夜間の電話相談に流れているという現状がある。こういった相談内容 に対しては、夜中ではなく昼間にあらかじめ説明をしておき、医者だけではな く医療機関のスタッフが一緒になって子育てのサポートをしていく、といった 考えを外来小児科学会を中心に広めようという動きがある。
- ・平成23年度までの休日のみ実施している時の休日の相談件数と、毎日実施 している現在の休日の相談件数を比べると、相談件数が少なくなっているが、 実際に需要が少なくなっているのか疑問である。

ただし、愛知県の小児人口は約100万人で、診療時間外に受診している数は年間推定30万や50万といわれており、相談件数13,000件というの

は、それに比べると比率としてはわずかであり、県民がどれくらい事業を知っているか、周知率を見ないとはっきりしたことは言えないと思う。

・電話相談で夜間の救急の受診を減らすのは難しい。小児救急電話相談事業はある意味県民サービスなので、どの程度の事業規模で折り合うかということだろう。ある程度、事業のPRをしなくてはいけないのは当然だが、県民の方が急病の際に相談する場所がないと困るため、そういう位置付けでこの事業を続けて行けばいいのではないか。

## 4 議題(3)「適正受診普及啓発事業について」

### 〇事務局説明

資料4「適正受診普及啓発事業について」

#### ○委員の意見

- ・啓発資材を作る場合、中身の情報が変わる場合があるので、そこをどう担保するかが必要ではないか。また、DVDなど、作成後に県がいろいろ使いたいと言った場合、作成業者が使用を認めないといったことがあるので、例えばユーチューブにも流すよう契約すれば、その後の利用がしやすくなる。
- ・この事業をどれくらいの人が知っているか、事業の周知率を知るため、全県でなくても2、3の市町村の乳幼児健診の時にアンケートをとれるといい。